

燕市農業振興地域整備計画書（案）

令和8年 月

新潟県燕市

目

はじめに	1
1 燕市の農業の特性	1
2 燕市農業の基本方針	1
第1 農用地利用計画	2
1 土地利用区分の方向	2
（1）土地利用の方向	2
ア．土地利用の構想	2
イ．農用地区域の設定方針	3
（2）農業上の土地利用の方向	7
ア．農用地等利用の方針	7
イ．用途区分の構想	8
ウ．特別な用途区分の構想	8
2 農用地の利用計画	8
第2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12
4 他事業との関連	12
第3 農用地等の保全計画	13
1 農用地等の保全の方向	13
2 農用地等保全整備計画	13
3 農用地等の保全のための活動	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連	14

次

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第5 農業近代化施設の整備計画	20
1 農業近代化施設の整備の方向	20
2 農業近代化施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3 農業を担うべき者のための支援の活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	24
3 農業従事者就業促進施設	24
4 森林の整備その他林業の振興との関連	24
第8 生活環境施設の整備計画	25
1 生活環境施設の整備の目標	25
2 生活環境施設整備計画	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	26

第9 付図

26

-
- | | |
|---------------------|----------|
| 1 土地利用計画図 | (付図 1 号) |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図 2 号) |
| 3 農用地等保全整備計画図 | (付図 3 号) |
| 4 農業近代化施設整備計画図 | (付図 4 号) |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図 5 号) |
| 6 生活環境施設整備計画図 | (付図 6 号) |

はじめに

1 燕市の農業の特性

燕市は、新潟県のほぼ中央部、県都新潟市と長岡市の間に位置し、信濃川水系である大河津分水路をはじめ、中ノロ川・西川など「豊かな水」に恵まれるとともに、西には「国上山」周辺の美しい自然景観がある。その立地条件を活かして水稻を主体とする農業生産と、水稻以外には土地利用型作物として「大豆」の本作化の取り組み、中ノロ川の河川敷等を中心に果樹、野菜の生産及び施設園芸の導入による通年就農の取り組みが行われている。

また、一部地域では古くから畜産経営にも熱心に取り組んでおり、それらのいずれもが稲作との複合経営で行われている。

2 燕市農業の基本方針

以下に示す3つの基本方針のもと、「担い手の明確化と育成・確保」、「担い手への農用地の集積」、「ブランド化推進・品揃え・環境保全型稲作等」、「水田農業構造改革に必要な事業導入」といった施策を推進する。

【担い手の育成・確保】

地域の農業構造の現状及びその見通しを下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、地域の担い手の育成・確保に努める。

【水田の利活用】

本市農業の形態は水田における稲作を基本とする。その他の品目としてブランド作物（大豆・えだまめ・長ねぎ・なす等）を選定し、作付け拡大を図る。

【販売を目的とした生産体制の推進】

「販売を目的とする作物」に対し、経営所得安定対策等の事業を有効活用した支援を行い、産地化を推進する。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は越後平野のほぼ中央部に位置し、新潟市、三条市、長岡市、弥彦村に接する。総面積は110.96km²で、平成18年3月に燕市、吉田町、分水町の3市町が合併し、現在の市域となった。

市域は西部の国上山を除くとほぼ平坦な地形となっており、そこには市街地や集落のほか、地場産業である金属加工業を中心とする工業・流通団地が形成されている。市街地を取り囲むように全市に広がる農用地はほとんどが水田として利用されている。また、市内には信濃川、大河津分水路をはじめ、中ノ口川、西川、大通川など多くの河川が流れており、水田や近傍の弥彦山、国上山とともに美しい自然景観を有している。

本市の気候は、四季の変化がはっきりした日本海型に属する。冬季は西高東低の冬型の気圧配置が続くが、降雪・積雪量はともに少なく、雪国新潟県にあっては、比較的穏やかな気候に恵まれている。

水利については、農業用用水は信濃川、中ノ口川、西川などから取水し、排水は大通放水路、新川、御新田放水路により日本海に排出される。

交通条件としては、北陸自動車道の三条・燕インターチェンジと上越新幹線燕三条駅の高速交通拠点があり、さらに国道116号と289号、J R 越後線と弥彦線がそれぞれ交差し市域の基幹的交通網をなしている。

人口は、平成12年の84,297人をピークに減少に転じ、令和8年~~34~~月現在は74,940~~74,958~~人となっている。また世帯数は増加傾向が続いており、令和8年~~34~~月現在で~~31,619~~31,707世帯となっている。

産業別就業人口比率は、令和2年の国勢調査では、第1次産業が3.7%、第2次産業が41.1%、第3次産業が55.2%であり、平成27年からの5年間でそれぞれ0.4%減、0.5%減、0.9%増となっている。

農業振興地域内の土地利用としては、地域面積9,150.3haのうち、農用地5581.9ha(61.0%)、農業用施設用地が15.0ha(0.2%)、森林原野が693.3ha(7.6%)などとなっている。本市は水稻を中心に、大豆、野菜、果樹や畜産との複合経営も一部でみられる。

今後は、「持続的で元気な農業」、「食料自給率の向上」を念頭に置き、農業に関する土地利用については、農業経営基盤強化促進事業の推進により、優良農用地の集団的なまとまりを確保し、その整備・保全を図る。また、農業生産基盤や農業近代化施設の整備を図り、効率的・安定的な農業経営への誘導を図る。なお、都市化に伴う用途地域の拡大などの検討の必要がある場合は、周囲の良好な営農環境への影響などを加味し、都市整備部との計画的な調整のうえ、燕市の総合的な土地利用を踏まえ、適切な保全・誘導を図るものとする。

区分 年度	農用地		農業用施設用地		森林原野		住宅用地		商工業用地		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)
現在 (R6)	5,581.9	61.0	15.0	0.2	693.3	7.6	687.1	7.5	75.1	0.8	2,097.9	22.9	9,150.3	100.0
目標 (R6)	5,581.9	61.0	15.0	0.2	693.3	7.6	687.1	7.5	75.1	0.8	2,097.9	22.9	9,150.3	100.0
増減	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

資料：令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況をもとに算出した。

イ．農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 5581.9ha のうち、a から c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地を除く 5,013.3ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地) 約 211.9ha

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積(ha)			備 考
		農用地	森林その他	計	
信濃川河川区域	道金・八王寺	58.8	—	58.8	
中ノ口川河川区域	大曲	18.0	—	18.0	
工業適地団地	法花堂	2.8	—	2.8	
〃	野本	1.2	—	1.2	
農村工業導入地区	雀森	1.8	—	1.8	
西川河川占有地	栗生津・溝古新	10.7	—	10.7	
農村工業導入地区	笈ヶ島	3.3	—	3.3	
〃	北部	11.8	—	11.8	
信濃川占有地	横田	13.3	0.3	13.6	
信濃川占有地	熊森	13.6	0.5	14.1	
信濃川占有地	笈ヶ島	5.8	0.4	6.2	
信濃川占有地	大河津	70.8	0.1	70.9	
計		211.9	1.3	213.2	

a 集団的に存在する農地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、床締め、切り盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 野菜や果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当集落数 108 該当農用地面積 229.8ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

上越新幹線、北陸自動車道等に分断された小団地で、今後農用地として存続が困難と認められる農用地
八王寺・小高・次新・関崎集落内 16.3ha

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地

西燕・桜町周辺、小池・柳山・道金・杉柳周辺、八王寺・大曲周辺、
佐渡周辺、東町周辺、中川周辺、次新・児ノ木周辺、灰方周辺、
小中川周辺、鴻巣集落の周辺農用地 110.7ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	土地改良事業等の種類
高木・栗生津揚水機場	栗生津	0.64	揚水機場
米納津揚水機場	米納津	0.45	揚水機場
米納津中央揚水機場	米納津	0.63	揚水機場
藤島揚水機場	宮小路	0.10	揚水機場
北都揚水機場	西楨	0.41	揚水機場
小中川揚水機場	小中川	0.61	揚水機場（3箇所）
長所揚水機場	長所	0.15	揚水機場
花見揚水機場	花見	0.42	揚水機場
本町揚水機場	本町	0.83	揚水機場（2箇所）
計		4.24	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある別記農用地利用計画(2)用途区分に掲げるものについて、農用地区域を設定する。

12.3ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業経営規模拡大を図るため、集団的農用地として開発することが相当な土地及び農用地区域内に介在するもので、一体的に保全整備を図ることが相当な土地

・該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本市の農業は水稻単作が中心で、農用地面積の約 93%を水田が占め、畑・果樹は合わせても 7%に満たない。作目別に分類すると、水田単作、水稻・畑作複合、水稻・果樹複合、水稻・畜産の複合地帯に大別される。

このような現状を踏まえ、水田については基盤整備事業による大区画化、乾田化された農用地の集団化と担い手への農地集積、大型機械化一貫作業体制の推進などにより、農用地の高度利用を図る。さらに、競争力の強い売れる米づくりを進めるとともに、大豆・枝豆・長ねぎ・なす等の園芸作物の作付け拡大や安定生産などにより、収益性の高い土地利用を図る。

畑・樹園地については、施設の整備を進めるとともに、露地・施設野菜、花き、果樹の生産拡大を図り、水稻との複合経営体の育成を図る。

なお、本地域を旧市町単位である燕地区・吉田地区・分水地区の 3 地区に区分し方針を策定する。

区分 年度	農地 (ha)			採草放牧地 (ha)			混牧林地 (ha)			農業用施設用地 (ha)			計 (ha)			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
1 燕地区	1,582.8 1,581.1	1,590.5	7.7 9.4	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	5.4	5.3	△0.1	1,588.2 1,586.5	1,595.8	7.6 9.3	0.0
2 吉田地区	1,696.0	1,719.1	23.1	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	4.2	4.0	△0.2	1,700.2	1,723.1	22.9	0.0
3 分水地区	1,719.2	1,745.6	26.4	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	2.7	2.3	△0.4	1,721.9	1,747.9	26.0	684.0
計	4,998.0 4,996.3	5,055.2	57.2 58.9	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	12.3	11.6	△0.7	5,010.3 5,008.6	5,066.8	56.5 58.2	684.0

資料：「平成 24 年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」を基に、新潟市との境界変更による編入分等を加味し算出した。

※ 農地の将来値については、近年、農地面積が減少傾向にある中、国及び県の農用地増加方針のもと、本市においては開発行為等を用途地域内の未利用地等へ誘導する等抑制を図ること等により現状の面積を維持しつつ、県基本方針の目標年次（平成 32 年度）に向け編入を促進していくこととする。

イ．用途区分の構想

【1 燕地区】

信濃川及び中ノ口川水系に属する左岸平坦地の農用地 ~~1,582.8~~1,581.1ha のうち水田 ~~1,536.9~~1,535.2ha は、区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が進行中であるが、一部ほ場の大区画や暗渠排水等の農業生産基盤の整備が実施されていない区域が存在する。その大部分は団地性のある平坦地で構成されていることから、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備を推進し、認定農業者等への農地集積の推進や大型機械化による作業効率の向上を図り、水田としての利用度を高めていく。

道金地内等の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

また、八王寺地内及び川前地内等の樹園地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも樹園地としての利用度を高めていく。

【2 吉田地区】

西川水系に属する右岸平坦地の農用地1,696.0ha のうち水田約 1,666.8ha のほとんどは既に区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が完了または実施中であり、本町地区は平成 24 年度からほ場整備事業に着手している。地区の大部分は団地性のある平坦地で構成されており、担い手への農地集積や大型機械化に対応する条件を備えていることから、水田としての利用度を高めていく。

約 20ha の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

【3 分水地区】

信濃川及び西川水系に属する平坦地の農用 1,719.2ha のうち水田約 1,650.9ha のほとんどは既に区画整理、暗渠排水等の基盤整備事業が完了または実施中である。地区の大部分は団地性のある平坦地で構成されており、担い手への農地集積や大型機械化に対応する条件を備えていることから、水田としての利用度を高めていく。

約 60ha の畑地は、作業効率や品質の向上を図りながら、今後とも畑地としての利用度を高めていく。

ウ．特別な用途区分の構想

特になし。

2 農用地の利用計画

別紙のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地は水田が約93%を占め、その大半が傾斜度1/300未満の平坦地であり、一団地当たりの面積で200ha以上の団地性をなしている。

国営かんがい排水事業や県営かんがい排水事業により、農業生産基盤施設の整備が行われてきたが、施設の老朽化による機能の低下がみられるため、農業農村整備事業や多面的機能支払交付金等を有効活用しながら農業生産基盤及び農村環境基盤の整備を推進する必要がある。また、現在国営新川流域土地改良事業が進められており、燕市を含めた西蒲原地区全体の排水改善が進められている。

土地基盤整備状況は、明治から昭和40年代にかけて実施された区画整理事業により10～30アール区画に整備されてきたが、老朽化した施設の更新や排水不良の改善、大型機械化作業に対応するため、ほ場の再整備が進められている。現在、1ヘクタールのほ場を基本とする県営ほ場整備事業が松橋地区、米納津佐渡山地区、富永吉栄地区、潟地区、平野新地区等で実施中である。農業生産基盤の整備が進むことにより、作業効率の改善が図られるとともに、そこで生産される農作物の品質向上や収量の増加も見込めることから、農家経営の安定化にも結び付くことになる。更には、地域営農の中心となる経営体への農地集積が進むことで、優良農地を将来にわたって確保保全する体制が整うことになる。

【1 燕地区】

燕地区では、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備が実施されているが、約半数の農用地で大区画や農業用施設の更新が進んでいない。このため、営農条件の改善を図るため農業生産基盤の整備を促進し、大型機械化への対応、優良農地の確保、耕地利用率の向上、担い手の確保育成と農地集積に重点を置いた、計画的な農業生産基盤の整備に努める。

県営ほ場整備事業により松橋地区で整備が進められている。また、小池地区の未整備地区においても、基盤整備事業によるほ場の大区画化や用排水施設の改良を図る必要がある。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

【2 吉田地区】

吉田地区では、大半の農用地では場整備が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行うとともに、更に大規模な 2 次的整備を推進し営農条件の改善を図る必要がある。農道については、国道や県道にアクセスする利便性の高い施設として整備が完了しているが、一部で狭隘な農道も残っているため、更なる整備が必要である。

米納津佐渡山地区は、平成 30 年度に県営ほ場整備事業に着手し整備が進められている。また、富永吉栄地区については、ほ場の大区画化等により担い手への農地集積の促進を図る必要があるとし、令和 2 年度に事業採択された。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

【3 分水地区】

分水地区では、大半の農用地では場整備が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行うとともに、更に大規模な 2 次的整備を推進し営農条件の改善を図る必要がある。農道については、国道や県道にアクセスする利便性の高い施設として整備が完了しているが、一部で狭隘な農道も残っているため、更なる整備が必要である。

県営ほ場整備事業により潟地区、平野新地区で整備が進められている。市街地縁辺部については、排水施設等の整備による排水対策を行い営農条件の改善と作物の品質向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
国営かんがい排水事業	排水機場 2 ヶ所	新川流域	19,778	—	H18～H30
	自然排水樋門 1 ヶ所 排水機場 4 ヶ所 排水路 3,800m	新川流域 2 期	19,535	—	H26～R10
県営用排水施設整備事業	頭首工 2 ヶ所 排水機場 7 機	西蒲原 2 期	7,486	1	H24～H30
県営かんがい排水事業 (西蒲原排水第 1～4 期地区)	排水路 1,528m	長崎幹線排水路	106	2	S62～R8
	排水路 3,354m	小池排水路	397.5	3	S62～R8
	排水路 1,375m	御新田 2 号排水路	163.9	4	S62～R8
	排水路 1,046m	御新田 3 号排水路	274.8	5	S62～R8
	排水路 2,371m	矢作排水路	380.5	6	S62～R8

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
	排水路 1,535m	佐善 1 号排水路	204.3	7	S62～R8
	排水路 1,745m	深通排水路	138.2	8	S62～R8
	排水路 1,500m	矢川排水路	219.2	9	S62～R8
	排水路 830m	佐渡山排水路	271.4	10	S62～R8
	排水路 2,852m	西大通川排水路	373.5	11	S62～R8
	排水路 1,907m	吉田排水路	103.8	12	S62～R8
	排水路 1 式	旧吉田排水路	104.3	13	S62～R8
	排水路 2,621m	荒井川下流部排水路	235.9	14	S62～R8
	排水路 2,603m	荒井川上流部排水路	198.6	15	S62～R8
	排水路 5,400m	新木山川排水路	622.1	16	S62～R8
	排水路 1,549m	津雲田排水路	248.8	17	S62～R8
	排水路 500m	田中排水路	213	18	S62～R8
	排水路 2,200m	大通川排水路	486.8	19	S62～R8
県営かんがい排水事業	排水路 4,308m	大河津	1,277	20	H26～R10
県営ほ場整備事業	区画整理 71ha	潟	71	21	H20～R3
	区画整理 88ha	潟 4 期	89	22	H19～R6
	区画整理 197ha	潟 5 期	197	23	H20～R7
	区画整理 32ha	羽黒	32	24	H17～H29
	区画整理 47.7ha	羽黒 2	47.7	25	H18～H29
	区画整理 140.3ha	小中川	140.3	26	H19～H30
	区画整理 206.5ha	小吉	206.5	27	H19～R2
	用排水路施設整備 36,135m	長所	135.2	28	H22～R2
	区画整理 86.2ha	花見	86.2	29	H23～R1
	区画整理 83ha	本町	83	30	H24～R4
	区画整理 137ha	富永吉栄	137	31	R3～R11
	区画整理 192.2ha	打越	192.2	32	H27～R9
	区画整理 102.9ha	米納津佐渡山	102.9	33	H30～R8
	区画整理 68ha	松橋	68	34	R2～R9
	区画整理 84ha	平野新 1 期	84	35	R2～R10
	区画整理 69ha	平野新 2 期	69	36	R4～R10
	区画整理 56ha	鴻巣	56	37	R11～R19
団体営ほ場整備事業	区画整理 113.3ha	分水西部	113.3	38	H30～R7
多面的機能支払交付金事業	地域資源の保全、質的向上、施設の長寿 命化の活動	燕市内	4,795.5	—	R4～R8

農業生産基盤整備開発計画図（付図２号） 別添

３ 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

４ 他事業との関連

県の定めた「新潟県農業振興地域整備基本方針」、市の定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「燕市農業農村整備事業管理計画書」、「燕市農業・農村振興計画」、「燕市農村振興基本計画」、「燕市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」、「地域計画」と整合を図りながら整備を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

将来にわたって農業の振興を図り、農業者が持続的な営農活動を行うには、その基盤である農用地の荒廃を防止し機能を確保していかなければならない。農用地は、安心して豊かな食料を安定的に供給する機能とともに、農業生産活動が継続されることによって生じる多面的機能も併せ持っている。農地保全のための施設整備と農地集積、計画的な土地利用を進めることにより、既存の農用地を営農に適した良好な状態で維持する必要がある。

近年、都市化に伴う都市排水の流出量の増加や集中豪雨による農用地の湛水被害が見受けられる。また、施設の老朽化等により機能低下の著しい施設も増加傾向にあるため、かんがい排水事業等による排水機能の向上と湛水防止が必要である。

農用地の高生産性、作業効率の向上並びに不作付地の解消を図るためには、ほ場整備事業等の実施による担い手への農地集積や経営規模の拡大などを進める必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	面積 (ha)		
県営地盤沈下対策事業	機場更新改修 3ヶ所 頭首工 2ヶ所	西蒲原	7,486	①	H13～H25
	揚水機場 3機 排水機場 4機 頭首工 2機	西蒲原2期	7,486	①	H24～H30
県営ため池等整備事業 (農業用河川工作物等応急対策事業)	機場撤去工 1式	六ヶ江第2	625	②	H26～R1
	樋管撤去工 1式	笹曲	0	③	H26～R1
	樋管補修工 1式	中島	119	④	R2～R3
	取水ゲート工 1式	西川注水	10,212	⑤	R3～R7
	水門 1箇所	町軽井	473	⑥	R7～R9
	樋管内面更生 1式	本所宮小路	20	⑦	R6～R7
村づくり交付金事業	ため池ブロック護岸・樋管工 1式	国上	1.7	⑧	H20～H28

団体営水利施設保全高度化事業	揚水機場 電気設備補修工事 1 式	西蒲原燕 1	973	⑨	R6～R6
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業	揚水機場 電気設備補修工事 1 式	西蒲原燕 2	1, 235	⑩	R6～R6

農用地等保全整備計画図（付図 3 号） 別添

3 農用地等の保全のための活動

農業者の高齢化、担い手不足などから耕作放棄地の発生が予想されるが、市が策定した「地域計画」に基づき生産組織や認定農業者等への農地の集積を進めるとともに、農業委員会による農地パトロールや広報活動により、耕作放棄地の発生防止に努める。農業生産基盤の整備された地区においては、新規需要米や園芸作物の導入などによる農用地のフル活用を図る。

また、農業従事者の高齢化や都市と集落の混在化により農用地及び農業用排水施設等の適切な管理が困難になってきていることから、多面的機能支払交付金等を活用し、地域における共同活動・向上活動により農用地の保全及び農業用施設等の維持管理と長寿命化を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

「地域計画」等に基づき、地域合意による担い手を明確化し、その経営規模の拡大を図るとともに集落または複数の集落による営農体制の整備（担い手を中心とした集落経営体への誘導等）を推進する。特にほ場整備事業実施地区においては、経営体育成等促進計画の目標を達成するため、担い手（認定農業者、法人化を目指す農業生産法人）への農地集積など、農業経営基盤強化促進事業等により農用地の流動化を進めるとともに農作業の受委託を推進し、経営規模拡大と効率的な土地利用を推進する。

安定的な農業所得の確保と農業経営を維持確保するため、経営所得安定対策等の事業を活用するとともに、ブランド作物（枝豆・長ねぎ・なす等）の作付拡大による複合経営の推進を図る。また、農産物の加工や直売を行うなど多角的な営農を支援する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人経営	水稻（土地利用型）	15.0	水稻 10.5 加工用米 4.5	177	2,655.0
	水稻＋施設野菜	8.9	水稻 6.2 加工用米 2.4 野菜 0.6	25	222.5
	水稻＋露地野菜	12.8	水稻 9.0 加工用米 1.8 野菜 2.0	35	448.0
	水稻＋果樹	6.1	水稻 4.3 加工用米 0.6 日本なし 0.6 西洋なし 0.6	11	67.1
	水稻＋花き	8.8	水稻 6.2 加工用米 2.5 花き 0.1	20	176.0
	水稻＋加工	9.6	水稻 6.7 加工用もち米 2.9	2	19.2
	水稻＋いちご	9.8	水稻 6.9 加工用米 2.7 越後姫 0.2	2	19.6
	水稻＋酪農	3.0	水稻 2.1 加工 0.9 経産牛 40	3	9.0
	酪農	—	経産牛 45	2	—
	水稻＋養豚	5.0	水稻 3.5 加工用米 1.5 養豚〈雌〉 80	4	20.0

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
	養豚	—	種雌豚 140	2	—
組織経営	水稻（土地利用型）	46.0	水稻 32.2 加工用米 1.8 大豆 12.0	14	644.0
	水稻＋加工野菜 （土地利用型）	42.0	水稻 29.4 加工用米 8.6 加工野菜 4.0	1	42.0
	水稻＋農産加工	26.0	水稻 18.2 加工用米 7.8	1	26.0
	水稻＋露地野菜	37.0	水稻 25.9 加工用米 6.1 露地野菜 5.0	1	37.0

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア．燕地区

燕地区では、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤整備が実施されているが、約半数の農用地で大区画や農業用施設の更新が進んでいない。

今後は、ほ場整備事業や農業用排水施設の整備を行うことで営農コストの低減と効率化を図りながら、認定農業者の確保育成と集落合意による集落営農組織（生産組織の法人化）への誘導を図っていく。また、それにより育成された担い手へ整備された農用地の集積を進めることにより、経営の安定化と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進する。

イ．吉田地区

吉田地区では、大半の農用地ではほ場整備事業が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30～40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることからその長寿命化対策を行う必要がある。

今後は、整備された農用地を有効活用するため、認定農業者の確保育成と集落合意による集落営農組織（生産組織の法人化）への誘導を図

っていく必要がある。

また、稲作と施設園芸の複合化を図ることにより、経営の安定化と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進していく。

ウ．分水地区

分水地区では、大半の農用地では場整備事業が完了しており、農業生産基盤の整備率は高い。しかし、一部の未整備地区においては昭和 30 から 40 年代に整備された農業用施設の老朽化が進んでいることから、その長寿命化対策を行う必要がある。

今後は、整備された農用地を有効活用するため認定農業者の確保育成を行うとともに、農業生産法人の経営の安定化を図るため、集落合意による農地利用集積の促進と農用地の効率的かつ効果的な利用を推進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地等の流動化

農業従事者の高齢化と農業後継者の不足による農用地の流動化に対応する必要がある。そのため、農地保有合理化事業等を活用しながら農用地の団地化等を推進し、担い手農家が効率的な農業経営が行えるよう農用地の所有者と利用者間の合意形成を図っていく。

(2) 農作業の受委託

生産コストの低減を図るため、農作業の受託者である認定農業者等が農作業を効率的に行うことができるような条件整備を行う。

(3) 農作業の共同化

農業機械の大型化に伴い、機械の維持管理に係る経費が増大し農家経営を圧迫していることから、認定農業者等を中心とした共同作業組織の育成や農作業の共同化を促進する。

(4) 農業生産組織

農業生産組織は、集落営農を展開する重要な担い手として位置づけ、その設立、育成、経営発展などを支援する。その際には、地域営農の主体となる認定農業者等をリーダーとし、集落の労働力構成、機械所有、生産基盤の整備状況、集落環境等を考慮しながら、兼業農家を含めた集落営農の組織化を図っていく。

(5) 地力の維持増進

農用地の集団的な利用を行いながら、有機質肥料の施肥と土壌診断等に基づく適正施肥による環境に配慮した土づくりを推進し、安全安心な農産物の生産と農業の自然循環機能の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域における農業生産は水稻を基幹として、これに地域の実情に応じて果樹、畜産、野菜等を組合せた複合経営の形態で発展している。一方農業生産を担う農業担い手の状況は、高齢化と併せて社会的、経済的条件の変化に伴い減少傾向にあり、今後一層深刻化するものと考えられる。

このような農業情勢に対応しながら本地域の農業を安定した食糧生産基地として育成し、生産性の高い農業経営を実現するには、今後の農産物の需要の動向を見極め、良質米・良食味米生産とその生産流通体制の合理化を推進するとともに、果樹、野菜、畜産等の生産振興及び稲作との複合経営を推進する必要がある。

このため、ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、大豆共同乾燥調製・貯蔵施設、野菜集出荷施設、農産物を加工・販売するための作業場や直売所等、農業近代化施設の有効な利活用や設置を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が経営発展を図っていくために必要な条件整備を図る。

なお、既存の農業近代化施設整備については必要に応じて耐震化・長寿命化を考慮した修繕を行い、その安全性と生産性を確保する。

・ 水稻（米）

本地域の農家にとって水稻は基幹となる作目であり、自然的条件から農業における基幹作物としての地位は将来とも変らない。このため、整備された農業生産基盤に立脚して安定的な稲作の促進に積極的に関わり、市場性を考慮しながら良質品種の集団栽培を推進し、生産性、収益性の向上を図る。一方生産手段については、集落又は認定農業者等を中心とした組織化を誘導し、大型機械の導入による機械化一貫体系を実現し、生産コストの低減を図る。

・ 大豆

土地利用型複合経営の主要作物として位置づけ、実需者ニーズに即した高品質生産に向けた組織化・団地化を推進するとともに大型機械の導入による機械化一貫体系を整備する。また、必要に応じ乾燥調製施設等を計画的に整備する。

・ 果樹

本地域の果樹地帯は古くから日本なし・桃等の生産が行われ発展してきた。今後、種類に応じた奨励適地を設定し、これに対応した指導を行い、団地化を推進するとともに、品種統一、機械化、省力化を推し進め労働生産性の向上と新技術による安定生産を図る。また流通面については品質の平準化と集出荷の組織体制を整備するとともに拠点的に選果機並びに集出荷場を設置し、市場競争に対抗できる産地の育成を図る。

- ・野菜

本地域の野菜生産は市場委託販売がほとんどであるが、一部契約栽培も行っている。今後の振興の方向としては、ブランド化や特産品化を促進し、共選・共販体制の確立、生産組織の再編整備を行うとともに共同育苗等による高位平準化を図ることで、生産農家の経営安定を図る。また、地産地消や新規市場の拡大に必要な施設整備を行う。

- ・畜産

本地域の畜産は、豚、乳牛、鶏であるが、養豚を中心とした複合営農部門として位置づけ、飼養管理設備等の整備を図るとともに、衛生管理の徹底を図る。また、耕蓄連携による資源循環型農業推進のための施設等の整備に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益地区	面積(ha)	受益戸数(戸)			
該当なし	—	—	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

認定農業者を中心とする担い手への制度資金の融通と地域農業の改革に必要な施設整備を行う。また、地域の合意形成に基づいた営農組織の育成と法人化及び、農作業受託組織の育成を図るとともに必要となる農業機械・施設等の整備について支援する。

新規就農者が技術習得や経営開始するため必要な資金の融通等を支援する。また女性の主体的な参画を促進するため、直売所や農産加工等の施設整備や高齢者能力活用の環境づくりを推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図 番号	備 考
該当なし	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、「地域計画」に基づき意欲と能力のある新規就農者や農業後継者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるような相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

就農や経営発展のための各種情報提供については、関係機関と連携し就農相談や情報提供体制を充実し、就農希望者への相談活動を促進する。

次世代の農業担い手への支援活動として、小・中学生等への農業に関する理解と関心を高めるために、小中学校と連携した「食と農業に関する教育」の活動、農業体験学習等の取組を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、洋食器・金属加工などの製造業が地場産業として発達しており、農業従事者の就業状況にもこの傾向が現われている。この特性を考慮し、今後の業種別就業者を設定する。なお、本市における出稼ぎ、日雇・臨時雇用の不安定兼業農家率は15%であるが、農業従事者の安定的な就業を促進するため、不安定兼業農家の恒常的勤務への移行を図る。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	燕市内			燕市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	建設業	39	8	47	54	4	58	93	12	105
	製造業	306	19	325	54	8	62	360	27	387
	電気・ガス・水道業	4	0	4	4	0	4	8	0	8
	情報通信業	0	0	0	8	0	8	8	0	8
	運輸業	23	0	23	12	0	12	35	0	35
	卸売・小売業	58	4	62	19	0	19	77	4	81
	金融・保険業	12	0	12	8	4	12	20	4	24
	不動産業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	飲食店・宿泊業	0	0	0	4	0	4	4	0	4
	医療・福祉業	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	47	0	47	12	8	20	59	8	67
	複合サービス業	19	0	19	27	0	27	46	0	46
	公務	39	4	43	31	0	31	70	4	74
計		559	35	594	233	24	257	792	59	851
自営業		216	16	232	19	0	19	235	16	251
出稼ぎ		4	4	8	0	0	0	4	4	8
日雇・臨時雇		113	8	121	62	8	70	175	16	191
総計		892	63	955	314	32	346	1,206	95	1,301

※H23 基礎調査（アンケート結果）をもとに、将来の兼業農家数（1,301 戸）を等分比率で算出した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市において農業従事者の安定的な就業の促進を図るために、ほ場整備等により農業生産の基盤を整えて農用地の流動化を図りながら、農業の6次産業化の推進や外部との交流促進など新たな雇用の創出や、地域の特性に合った企業の計画的な誘導等を進める。

また、農業者の就業意向を把握しながら公共職業安定所や商工会などとの連携による雇用情報の提供、シルバー人材センターの活用などにより安定的な雇用の促進を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村における都市化の進行と産業構造の変化に伴い、非農家数の割合は年々高まりつつある。一方、農家においても兼業化が進み、住民の職業や生活意識の多様化がみられる。また、農業従事者の高齢化とともに男性農業専従者のいる農家及び基幹男子専従者（中核農家）が減少しており、農業農村をめぐる環境は厳しさが増加している状況である。

このような中で、担い手を確保育成し、生産性の高い農業構造の実現を図るためには、意欲ある専業農家と兼業農家との間の連帯感の醸成を図りつつ、農業生産基盤の整備と併せて生活環境の整備等集落における定住環境の整備を一体的に進めることが重要となっている。

このため、地域住民の合意のもと、地域の安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の現況・課題に配慮しながら、集落における生活関連施設の整備充実を進め、生活環境の向上を図る。

ここでは「多面的機能支払交付金事業」により、農家だけでなく地域ぐるみで農業施設や地域の自然・景観の維持を図るとともに、基盤整備促進事業等を活用し、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備 考
集落排水路（村づくり交付金事業）	荒井川排水路 L=782m	小高	①	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	小池排水路 L=970m	小池	②	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	深通排水路 L=958m	西燕町	③	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	横地排水路 L=354m	横地	④	H20～H24
集落道（村づくり交付金事業）	国上集落道 L=724m	国上	⑤	H20～H27
集落道（村づくり交付金事業）	国上連絡道 L=1,208m	国上・長辰	⑥	H20～H27
集落排水路（村づくり交付金事業）	太田前排水路 L=1,035m	太田・国上・中島	⑦	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	長崎第3号排水路 L=602m	長辰	⑧	H20～H22
集落排水路（村づくり交付金事業）	谷地排水路 L=252m	砂子塚	⑨	H20～H24
集落排水路（村づくり交付金事業）	御見分排水路 L=568m	横田	⑩	H20～H24

生活環境施設整備計画図（付図6号） 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

継続または計画中の農業農村整備事業等との関連に留意し、緊密な調整を図りながら集落の生活環境の整備を図る。
震災等の自然災害に強い施設整備を前提とし、適切な点検と必要に応じた改修により施設の長寿命化を図る。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）